

京都市告示第 2 5 7 号

平成 2 3 年 2 月 1 日京都市告示第 4 0 8 号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和 8 年 7 月 2 4 日

京都市長 松井 孝治

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
公益社団法人日本 国際民間協力会	京都市中京区六角通り 新町西入る西六角町 1 0 1 番地	当該法人の 主たる目的 である業務	平成 2 2 年 8 月 2 日以後

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
公益社団法人日本 国際民間協力会	大阪府高槻市芥川町二 丁目 1 4 - 2 0	当該法人の 主たる目的 である業務	平成 2 2 年 8 月 2 日～令和 7 年 1 0 月 1 日

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)